肝炎インターフェロン治療受給者証認定に係る診断書(新規)

※直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合、本診断書の作成は日本肝臓学会肝臓専門医以外できません。

ふりがな		1 男			Æ	_	□ #
氏 名		性別 2 女	生年月日		年(清	月	日生 歳)
<i>1</i> }	₸	<u> </u>				<u> </u>	
住 所			電話()	_		
診断年月	年	月	他院より転医	1 あり) 2	2 な	U
前医	療機関(あれば記載)	E療機関名 E 師 名	•				
過去の 治療歴 チェック _{及び} 記入する	C型肝炎ウイルスに対する治療の1 3剤併用療法(ペグインタ・ 3剤併用療法の治療歴なし 3剤併用療法を受けたこと (具体的な経過・理由 2 インターフェロンフリー治療	ーフェロン、 ノ とがあるが、	十分量の24週 (薬剤名:	投与が行われなか		本)
検査所見 チェ及びする 記入する	今回の治療開始前の所見を記入す 1 B型肝炎ウイルスマーカー (1) HBs抗原(+・-) (2) HBe抗原(+・-) (3) HBV-DNA定量 2 C型肝炎ウイルスマーカー (1) HCV-RNA定量 (2) ウイルス型 ロタイプ(グルー) コセロタイプ(グルー) コヤロタイプ(グルー) コヤロタイプ(グルー) コヤロタイプ(がルー) コヤロタイプ(がルー) コーカー は一番を表して、カーの表験 4 画像診断及び肝生検などの(所見)))HBe抗体 (単 プ)1 プ)2 ―――― U/ ―――― V/	単位:Logcopies □ (単位:Lo □ (単位: □ (単位: □ (単位: □ ジェン □ (施設の □ (施設の □ (施設の □ (施設の □ (施設の	i/mL) (検査日: (検査日: glU/mL) IU/mL)	年 ~ ~	月月月	
診断	該当する項目にチェックする 1 慢性肝炎(B型肝) 2 慢性肝炎(C型肝) 3 代償性肝硬変(C型肝)	炎ウイルス	こよる)				
肝がんの 合 併	該当する項目にチェックする □ 1 合併あり □ 2 合併なし □ 3 過去に肝がんはあった	- -が、現在は	ない				

	該当する項目にチェック及び記載する
治療内容	今回過去
	1 インターフェロンα製剤 単独
	□ □ 2 インターフェロンβ製剤 単独
	┃ ┃ ┃ ┃ 3 ペグインターフェロン製剤 単独
	□ □ □ 4 インターフェロンα製剤+リバビリン製剤
	□ □ 5 インターフェロンβ製剤+リバビリン製剤
	□ □ 0 ペグインターフェロン製剤+リバビリン製剤
	□ □ 7 その他・具体的に記載()
	治療予定期間 <u></u> 週 (年 月 ~ 年 月)
	入院の有無 □ あり □ なし
治療上の 問 題 点	
医療機関名	記載年月日: 年 月 日
所在地	直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー 治療の場合は、口にチェックが必要
電話番号	医師氏名

認定基準

① B型慢性肝疾患

HBe抗原陽性でかつHBV-DNA陽性のB型慢性活動性肝炎で、インターフェロン治療を行う予定、または実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。 ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。

② C型慢性肝疾患

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変で、インターフェロン治療を行う予定、または実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

肝炎治療受給者証認定にかかる注意事項(必ずお読みください)

- 1 直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合、本診断書の作成は日本肝臓学会肝臓専門医以外できません
- 2 医療費助成は、<u>申請月の初日から1年間の助成期間を限度</u>とします。 また、B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うIFN治療で保険適用となっているものに限られています。
- (入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額は助成対象外)

3 IFN少量長期・IFN治療中止後の副作用の治療に対する医療費助成は対象外です。

- 4 この診断書の作成費用は、医療費助成の対象外ですので、申請者に負担いただくこととなります。
- 5 本診断書は治療実施医療機関が発行することとします。
- 6 肝炎治療を行う予定とは、申請日から概ね2か月以内に治療開始予定であることとします。
- 7 記載日前6か月以内(ただし、治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。
- 8 診断書の有効期間は、記載日から3か月以内です。
- 9 肝炎治療開始時期を十分ご検討のうえ、治療開始時期に合わせて診断書を記載願います。
- 10 主治医の自署または記名押印が必要です。
- 11 不明な点がある場合は、大阪府の担当課より個別に主治医照会を行う場合がありますのでご協力願います。

上記のほか、診断書の記載が不十分であったり、検査所見の内容から、対象患者さんが、肝炎ウイルスの除去を目的とするIFN治療の対象者でないと判断された場合は、審査の結果、承認されない場合があります。